

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令案新旧対照条文 目次

○ 附則関係

一	中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）	1
二	中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）	3
三	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）	4
四	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	5

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令案新旧対照条文

○中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（抄）（附則第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第百十一条第一項第一号の政令で定める事業）</p> <p>第十二条 法第百十一条第一項第一号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 旅行業、旅行者代理業、<u>通訳案内</u>に関する事業その他の観光事業</p> <p>六～十六 （略）</p> <p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第十四条 法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第三項（これらの規定を法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第三項、第五十七条の五、第六十二条第二項及び第四項、第六十三条第三項、第九十七条第二項、第四百四条から第六六条まで並びに第六六条の二第一項に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。以下同じ。）、旅行者代理業、通</p>	<p>（法第百十一条第一項第一号の政令で定める事業）</p> <p>第十二条 法第百十一条第一項第一号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 旅行業、旅行者代理業、<u>通訳案内業</u>その他の観光事業</p> <p>六～十六 （略）</p> <p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第十四条 法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第三項（これらの規定を法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第三項、第五十七条の五、第六十二条第二項及び第四項、第六十三条第三項、第九十七条第二項、第四百四条から第六六条まで並びに第六六条の二第一項に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。以下同じ。）、旅行者代理業又は</p>

訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。以下この号において同じ。）又は自動車販売事業であるもの（その組合員の資格として定款に定められる事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第十二条各号に掲げるもの（旅行業、旅行者代理業、通訳案内に関する事業及び自動車販売事業を除く。）を含むもの並びにその地区が都道府県の区域を超えるものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が旅行業、旅行者代理業、通訳案内に関する事業又は自動車販売事業であるもの（その行う事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第十二条各号に掲げるもの（旅行業、旅行者代理業、通訳案内に関する事業及び自動車販売事業を除く。）を含むものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 （略）  
2  
4 （略）

自動車販売事業であるもの（その組合員の資格として定款に定められる事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第十二条各号に掲げるもの（旅行業、旅行者代理業及び自転車販売事業を除く。）を含むもの並びにその地区が都道府県の区域を超えるものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が旅行業、旅行者代理業又は自動車販売事業であるもの（その行う事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第十二条各号に掲げるもの（旅行業、旅行者代理業及び自動車販売事業を除く。）を含むものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 （略）  
2  
4 （略）

○中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）（抄）（附則第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第十条、第十一条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第十二条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。））、<u>旅行業者代理業、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。）</u>及び自動車販売事業を除く。）</p> <p>別表第二（第十条、第十一条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>二十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第十二条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。））を実施しないものに限る。））、<u>旅行業者代理業、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。）</u>及び自動車販売事業を除く。）</p>	<p>別表第一（第十条、第十一条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第十二条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。））を実施しないものに限る。））、<u>旅行業者代理業及び自動車販売事業を除く。）</u></p> <p>別表第二（第十条、第十一条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>二十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第十二条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。））を実施しないものに限る。））、<u>旅行業者代理業及び自動車販売事業を除く。）</u></p>

○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）（抄）（附則第四条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県が処理する事務等）</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間等設定改善実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 国土交通大臣の所管に属する事業（次に掲げるものに限る。）</p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ 観光事業（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行業者代理業及び通訳案内に関する事業（その事業場の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けた地域限定通訳案内士のみにより行われるものに限る。）を除く。）</p> <p>へ～タ（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（都道府県が処理する事務等）</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間等設定改善実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 国土交通大臣の所管に属する事業（次に掲げるものに限る。）</p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ 観光事業（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行業者代理業を除く。）</p> <p>へ～タ（略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十七 （略）</p> <p>四十八 旅行業、旅行者代理業その他の国土交通省の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関する事。</p> <p>四十八の二 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関する事。</p> <p>四十九 五十六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（観光地域振興課の所掌事務）</p> <p>第五十六条 観光地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 観光事業（旅行業及び旅行者代理業を除く。）の発達、改善及び調整に関する事（観光企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>五 （略）</p> <p>（旅行振興課の所掌事務）</p> <p>第五十七条 旅行振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 旅行業及び旅行者代理業の発達、改善及び調整に関する事（観光企画課の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十七 （略）</p> <p>四十八 旅行業、旅行者代理業、<u>通訳案内業</u>その他の国土交通省の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関する事。</p> <p>四十九 五十六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（観光地域振興課の所掌事務）</p> <p>第五十六条 観光地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 観光事業（旅行業、旅行者代理業及び<u>通訳案内業</u>を除く。）の発達、改善及び調整に関する事（観光企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>五 （略）</p> <p>（旅行振興課の所掌事務）</p> <p>第五十七条 旅行振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 旅行業、<u>旅行者代理業</u>及び<u>通訳案内業</u>の発達、改善及び調整に関する事（観光企画課の所掌に属するものを除く。）。</p>

三 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。